

# 訪問看護料金表(介護保険)

## □1 介護保険の訪問看護利用料

### 所要時間別の利用者負担及び利用料（1回につき）

所要時間 利用料等	20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 60分未満	60分～ 90分未満
利用者負担	利用者負担の割合に応じた額			
訪問看護利用料	314単位	471単位	823単位	1128単位
介護予防訪問看護 利用料	303単位	451単位	794単位	1090単位

(1単位=¥10)

※20分未満の訪問看護は、週1回30分以上の訪問看護で十分な訪問看護が提供されている場合に適応となります。

### 理学療法士などによる訪問の場合の利用者負担及び利用料（1回につき）

回数 利用料など	1日に1回 20分	1日に2回を超えて実施する場合
利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
訪問看護利用料	294単位	×90/100
介護予防訪問看護	284単位	

(1単位=¥10)

### 早朝・夜間・深夜に訪問看護を行った場合の加算（1回につき）

加算事由（時間帯） 加算される利用料など	早朝 (6:00～8:00)	夜間 (18:00～20:00)	深夜 (20:00～6:00)
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額		
加算される利用料	各利用料の25%加算	各利用料の25%加算	各利用料の50%加算

(1単位=¥10)

### 複数名訪問看護を行った場合の加算（1回につき）

所要時間 加算される利用料など	30分未満の場合	30分以上の場合
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
(I) 看護師、療養士の2人以上	加算される利用料	254単位
(II) 看護師、それ以外の2人以上	加算される利用料	201単位

(1単位=¥10)

### 長時間訪問看護を行った場合の加算（1回につき）

加算事由（通算時間） 加算される利用料等	訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対し、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合
加算される利用者負担	利用料負担の割合に応じた額
加算される利用料	300単位

(1単位=¥10)

### 緊急時訪問看護加算（1月につき）

加算事由 加算される利用料等	利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して、24時間連絡できる体制について、かつ、計画的に訪問することになつてない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合	緊急時訪問看護加算（I）	緊急時訪問看護加算（II）
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額		
加算される利用料	600単位		574単位

(1単位=¥10)

**特別管理加算（1月につき）**

加算事由	訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	
加算される利用料等	特別管理加算（I）	特別管理加算（II）
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	500 単位	250 単位

(1 単位=¥10)

**ターミナルケア加算（死亡月）**

加算事由	在宅で死亡した利用者に対して、事業所が、その死亡日 及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）。	
加算される利用料等		
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	2500 単位	

(1 単位=¥10)

**遠隔死亡診断補助加算**

加算事由	医師がICTを活用して死亡診断等を行う場合において、研修を受けた看護師が医師の補助を行った場合	
加算される利用料等		
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	150 単位	

(1 単位=¥10)

**初回加算（1月）**

加算事由	事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合 介護度認定において、要支援から介護、介護から要支援になった場合	
加算される利用料等	初回加算（I） 退院・退所当日に訪問を行った場合	初回加算（II） 退院・対処翌日以降に訪問を行った場合
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	350 単位	300 単位

(1 単位=¥10)

**退院時共同指導加算（原則として、退院又は退所につき1回）**

加算事由	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するに当たり、事業所の看護師等（准看護師を除く。）が退院時共同指導を行った後に、その利用者の退院又は退所後に初回訪問を行った場合	
加算される利用料等		
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	600 単位	

(1 単位=¥10)

**専門管理加算（1月に1回）（現在のところなし）**

加算事由	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	
加算される利用料等		
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	250 単位	

(1 単位=¥10)

**看護・介護職員連携強化加算（1月に1回）（現在のところなし）**

加算事由	事業所が、社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づき登録を受けた訪問介護事業所と連携し、当該訪問介護事業所の訪問介護員等がその利用者に対して、口腔内の喀痰吸引等の厚生労働省令が定める行為を医師の指示の下に円滑に行うための支援を行った場合	
加算される利用料等		
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	250 単位	

(1 単位=¥10)

**看護体制強化加算（1月に1回）（現在のところなし）**

加算事由	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合	
加算される利用料等	看護体制強化加算（I）	看護体制強化加算（II）
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	550 単位	200 単位

(1 単位=¥10)

**口腔連携強化加算（1月に1回）（現在のところなし）**

加算事由	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供を行った場合	
加算される利用料等	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	50 単位	

(1 単位=¥10)

**サービス提供体制強化加算（1月に1回）（現在のところなし）**

加算事由	看護師の個別の研修の実施、定期的な会議の開催、健康診断の実施 スタッフの勤続年数（3年または7年以上）と割合の条件を満たした場合	
加算される利用料等	サービス提供体制強化加算（I） 勤続年数が7年以上が30%以上	サービス提供体制強化加算（II） 勤続年数3年以上が30%以上
加算される利用者負担	利用者負担の割合に応じた額	
加算される利用料	6 単位	3 単位

(1 単位=¥10)

**4 ) 訪問看護の減算****訪問看護の減算**

減算項目	減算率
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%
業務継続計画策定減算	-1%
事業所と銅市建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	-10%
事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	-15%

**5 ) その他の費用****その他の費用（自費）**

サービス内容等	費用
<b>自費訪問看護</b> 主治医からの指示書がない場合 訪問看護が医療・介護保険の対象にならない場合	訪問看護代 4,700 円～8,200 円
<b>交通費</b> 表2記載の「通常の事業の実施地域」以外の地域に居宅において行う訪問看護 自動車を使用した場合の交通費	交通費の実費
① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10km未満	150 円
② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10km以上 20km未満	250 円
③ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 20km以上	350 円
<b>インセ ルカ料</b>	15,000 円
<b>キャンセル料</b> 訪問時のキャンセル（ドタキャン）に対してはキャンセル料をいただきます	3,000 円